

港区再生可能エネルギー利用設備設置に係る建築基準法の規定に基づく許可に関する取扱基準

解説（よくある質問）

■ 第3条 ソーラーカーポート等を設置する場合における共通基準

	Q	A
1	第1項ア、「メンテナンス等を除いてソーラーカーポート等の下部の空間に人が立ち入らず、かつ、ソーラーカーポート等の下部の空間を屋内的用途に供しないこと。」とはどういったものを想定しているか。	「建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて」（令和5年3月13日付国住指第473号）の技術的助言を踏まえ、架台等の下部に人が立ち入らず、かつ、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものを許可の対象としています。なお、架台等の下部に通常屋外に設置されるキュービクルや室外機等の建築設備を設置することは、屋内的用途に供しているとは判断しません。 【参考】東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針（令和5年12月、東京都都市整備局）55ページ
2	第1項イ、「通常であれば屋外的な用途であること。」とはどういったものを想定しているか。	「通常であれば屋外的な用途」とは、「屋内的用途に供しない」とは異なり、下部の空間に人が立ち入り、床面積が発生する半屋外的な空間（ベンチ・椅子を設置した休憩所等）を想定しています。固定的なイベントスペース、物販店舗及び飲食店舗（それらの店舗の一部として設けられる専用の飲食スペースを含む。）などは対象外です。 【参考】東京都建築物再生可能エネルギー利用促進計画策定指針（令和5年12月、東京都都市整備局）56ページ

■ 第4条 容積率の緩和に係る許可基準

	Q	A
3	計画敷地及びその周辺が日影規制の対象区域外の場合も、第1項に適合する必要があるのか。	適合する必要があります。（第6条及び第7条の場合も同様）

■ 第5条 建蔽率の緩和に係る許可基準

	Q	A
4	第1項ア、「不燃材料等」とは何か。	不燃材料のほか、法第22条区域における屋根や防火地域又は準防火地域における屋根の飛び火構造に関する認定（UR認定、DR認定）を取得している製品などを対象としています。